

身延町事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

現に有効な「身延町入札参加資格者名簿」に登載されている者（共同企業体の結成を要件とする場合の共同企業体を含む。）のうち、身延町事後審査型条件付一般競争入札公告（以下「入札公告」という。）の日から落札者決定までの間に、次に掲げる条件の全てを満たすものであること。

- (1) 入札公告の参加資格に記載した条件を全て満たすこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 身延町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 19 年身延町訓令第 16 号）の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (4) この公告の日の 6 月前の日から落札者決定までの間に手形及び小切手の不渡りを出していないこと。
- (5) この公告の日の 2 年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) その他町長が定めた資格を満たす者であること。

2 参加申出の受付期間及び申出方法

事後審査型条件付一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加の申出をすること。

- (1)事後審査型条件付一般競争入札参加申出書（以下「参加申出書」という。）及び公告において示す必要書類をクリップ等で挟んで提出すること。
※様式については、身延町ホームページからダウンロード可能
- (2) 受付期間

入札公告に記載の受付開始日から締切日までの身延町の休日を定める条例(平成16年身延町条例第2号)に定める町の休日（以下「町の休日」という。）

を除く毎日午前9時から午後5時まで

(3) 参加申出書提出方法

持参による。

(4) 参加申出書提出場所

身延町役場 財政課

〒409-3392

山梨県南巨摩郡身延町切石350

電 話 0556-42-4802

F A X 0556-42-2127

(5) 入札保証金納付書は、申し出た者に交付する。

3 設計図書等の配布期間及び入手方法

設計書、仕様書、図面等(以下「設計図書等」という。)の配布については入札公告にて示すとおりとする。

4 問い合わせ先

(1) 2(4)に同じ。

(2) 設計図書等の内容に関する事項

代表構成員は、入札公告に記載の日までに設計等に対する質問書(共通事項様式第1号)により、電子メール(shitsumon-zaisei@town.minobu.lg.jp宛)で質問すること。質問に対する回答は、身延町ホームページに随時掲載し、個別には回答しない。

5 入札参加資格要件等

参加申出書提出期限までに参加申出書を提出した者は、資格確認申請を行い認定された場合は当該競争入札に参加できるが、開札後、落札候補者の入札参加資格要件を確認する審査(以下「資格審査」という。)を実施し、落札者を決定する

6 苦情申し立て

(1) 資格審査を行った結果、入札参加資格がないと認められた者には、事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件不適合通知書(様式第 8 号)により通知する。

(2) 入札参加資格要件不適合通知書の送付を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(町の休日を除く。)に入札参加資格要件を満たしていないと認められた理由(以下「不適合理由」という。)についての説明を書

面により求めることができる。

- (3) 町長は、不適格理由についての説明を求められた場合には、当該書面を受けた日から起算して 3 日以内(町の休日を除く。)に書面により回答するものとし、回答については身延町公正入札調査委員会(以下「公正委員会」という。)の審議を経て決定することができる。
- (4) 不適格理由の説明を求める書面は下記に持参すること。
2(4)に同じ。

7 入札手続等

- (1) 入札・開札予定日時

入札公告に記載のとおり

※入札開始時刻の 10 分前までに受付を済ませること。

- (2) 入札方法

入札は、入札公告に記載する入札・開札場所において行い、入札者又はその代理人(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を持参すること。持参以外の方法による入札は認めない。

なお、入札書、入札保証金領収書又は入札保険証券、委任状以外(次に掲げる③から⑤及び⑦)の書類は封筒に入れ提出すること。

- ① 入札書(様式第 2 号)
 - ② 入札保証金を要する場合は入札保証金領収書又は入札保険証券
 - ③ 積算内訳書(共通事項様式第 2 号)
 - ④ 誓約書(共通事項様式第 3 号)
 - ⑤ 入札参加資格要件確認書類(入札公告に示す書類)
 - ⑥ 代理人が入札する場合には、委任状(共通事項様式第 4 号)
 - ⑦ その他入札公告に示す書類
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (4) 入札回数は 1 回とする。
 - (5) 提出した入札の書き換え、引換え又は撤回は認めない。
 - (6) 開札

開札は、入札公告に記載する日時及び場所において、入札参加者を立ち会わせて行い、入札参加者が立ち会わない場合においては、入札事務に関

係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

- ① 入札公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 参加申出書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ④ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ⑤ 積算内訳書を提出しない者のした入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者がした入札
- ⑦ 1 回の入札で 2 通以上の入札書を提出した者のした入札
- ⑧ 金額を訂正した入札
- ⑨ 記名押印を欠く入札
- ⑩ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑪ 参加申出書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において、「1」に掲げる資格のない者のした入札

- (8) 参加申請を行なった場合で、当該入札への参加を辞退しようとする者は、持参の場合は入札公告に記載する入札・開札予定日の午前 9 時まで、郵送による場合は、入札・開札予定日の前日までに、入札辞退届出書(様式第 7 号)を提出すること。

8 落札候補者又は落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札を行なった者を落札候補者とし、落札候補者のうち最も低い価格で入札した者から順に入札参加資格要件確認書類の審査を落札者が決定するまで行う。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札があった場合において、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。
- (2) 落札候補者となる入札に同額の入札が 2 以上ある場合は、くじをもってその順位を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者がある

ときは、これに代えて当該入札に関係のない職員にくじを引かせて順位を決定するものとする。なお、くじ引きそのものを辞退し、他の同価入札者に落札候補者となる権利を譲る行為は認めないものとする。

9 積算内訳書

積算内訳書は、入札書を提出する際に併せて提出すること。

- (1) 積算内訳書は、金抜き設計書と同項目とし、記載内容は数量・金額等を明らかにしたものであること。
- (2) 積算内訳書の添付のない入札は無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、身延町財務規則(平成16年身延町規則41号。以下「財務規則」という。)に定めるところにより入札の前日までに納付すること。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の納付を免除する。
 - ① 入札参加者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
 - ② 入札参加者が、過去2年間に身延町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ③ 入札参加者が、町長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
- (2) 契約保証金(契約金額の100分の10以上)は、納付するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 入札参加資格要件確認手続き

- (1) 開札後に、落札者とするための入札参加資格要件の確認を行うので、入札参加者は、次により入札参加資格要件の確認申請書類を提出しなければならない。
 - ① 確認申請書類
 - ・ 7(2)に掲げる書類
 - ・ その他、公告で示す書類
 - ② 確認申請書類の交付

配布は、ホームページからのダウンロードを原則とし、身延町役場財政課での配布は行わない。ただし、入札保証金納付書は、申し出た者に財政課において交付する。

(2) 確認申請書類の提出日、提出場所及び提出方法

① 提出日

入札公告に示す、入札・開札予定日時と同じ。

② 提出場所

入札公告に示す、入札・開札場所と同じ。

③ 提出方法

持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格要件の確認に基づく落札の可否については、確認申請書類の提出期日の翌日から起算して3日以内(町の休日を除く。)に審査する。

(4) 審査の結果、落札候補者と決定したときは速やかに決定通知書により通知する。

(5) 落札候補者が入札参加資格要件を有すると認められなかった場合は、当該落札候補者に対して不適格通知を送付する。

(6) 不適格通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(町の休日を除く。)に、その理由について書面で問い合わせることができる。

12 入札の執行中止等

(1) 災害等が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることがある。

(2) 入札参加申出において「入札参加申出者」が1者に満たない場合は入札を中止する。

(3) 前2号の場合において、町は損害賠償の責めを負わないものとする。

13 支払条件 入札公告に示すとおりとする。

14 契約の締結等

(1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(3) 落札者は、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書の案を提出しなければならない。

(4) 議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が

成立する。ただし、議会の議決を得られなかったときは、契約は無効とし、発注者は賠償等の責めを負わない。

15 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、町は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 参加申出を行った者は、1の要件を満たすことを誓約したものとみなす。
- (5) 確認資料に虚偽の記載をした場合又は1の要件を満たさないにもかかわらず、参加申出を行なった場合、そのものに対し、指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (7) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合は、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行った後に入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が落札者又は落札候補者となったときは、身延町公正入札調査委員会による事情聴取を行い、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察等に通報するなどの、必要な措置を判断するものとする。
また、入札執行後において談合情報が寄せられた場合に、身延町公正入札調査委員会による事情聴取を行ったときは、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察等に通報するなどの必要な措置を判断するものとする。
- (8) 提出された資料等は、一切返却しない。なお、本町において公表し又は無断で使用することはしない。
- (9) 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令、身延町財務規則、一般競争入札実施要領及び身延町一般競争入札心得を遵守すること。
- (10) 配置技術者の変更については、やむを得ない事情がある場合を除き原則として認めない。(死亡、疾病、退職等)

※本文中で使用する様式については、身延町事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び身延町事後審査型条件付一般競争入札共通事項で用いる提出書類等様式一覧を参照すること。